

有料職業紹介事業に関する情報公開について

職業安定法第32条の13の規定に基づき、下記のとおり情報提供を行います。

事業者名称	〇〇ＳＨＩＳＨＩ株式会社
所在地	静岡県富士市永田町1-80-1 KAYAビル3F
代表者氏名	代表取締役 渡邊 祐司
有料職業紹介事業許可番号	２２－ユ－３００８７９

業務の運営に関する規程

第1 求人

1. 本所は、国内・全職種の範囲に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

1. 本所は、国内・全職種の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 常に、日雇いの又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること、障害の有無等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
6. 本所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。
7. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、人材紹介事業担当者及び総務人事担当者とする。
個人情報取扱責任者は、代表取締役とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
3. 1の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらにこれに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする。

届出制手数料にかかる手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。
個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円
求人・求職の申込みを受けた 求人者・求職者に提供する紹介サービス 及びこれに付随するサービス	成功報酬 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金を基準に、30% を標準とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の60%を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合における当該求職者の雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金を基準に、30% を標準とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該賃金の60%を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。

※ 上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算されます。

■返戻金制度

当社の提供する有料職業紹介サービスにおいて、一律の「返戻金制度」は設けておりません。
ただし、求人者との個別の契約において返戻金に関する詳細を取り決めた場合は、当該契約の内容を優先いたします。

制定日：2024年10月1日

【会社情報】



O O S H I S H I 株式会社
〒417-0055 静岡県富士市永田町1-80-1KAYAビル3F
有料職業紹介事業許可番号： 2 2 - ユー 3 0 0 8 7 9
TEL: (0545) 57-7340 / FAX: (0545) 57-7341